

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所に係る計量管理規定に関し、東京電力から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和2年2月27日付け廃炉発官R1第220号）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項の規定に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名： 東京電力

代表執行役社長 小早川 智明

申請日： 令和2年2月27日

申請の理由： 組織変更に伴う計量管理組織の変更及び法令の改正に伴う項ずれ変更のため

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、当該申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2の規定を満たしていること、及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて確認をした。

確認の内容は、以下のとおりである。

1. 計量管理規定における記載事項の変更

当該申請の変更比較表をもって確認したところ、組織変更に伴う計量管理組織の変更及び法令の改正に伴う項ずれの変更が適切に行われていることを確認した。